「県土整備部における不適正事案に係る検討会議 第1回総務専門部会」 会議概要

- **1 日** 時 令和6年2月16日(金)午後1時15分~2時40分
- 2 場 所 本庁舎5階 特別会議室
- 3 出席者 桐ヶ谷部会長、清水専門委員、中曽根専門委員 総務部長、総務課長等

4 概 要

- 今後の総務専門部会の進め方
 - ・ 「事件に関する調査」と「全庁実態調査」を並行して進めていくこととし、次回の 総務専門部会で、調査結果の報告、追加調査の検討等を行うこととした。
- 事件に関する調査について
 - 調査の範囲や調査の手法などについて議論がなされた。
 - ・ 調査内容としては大きく3つ

《調査内容》

- 逮捕・起訴された元所長と業者側に対して、事実関係や動機、両者の関係性などについて聴取する。
- 元所長が他に入札情報等の漏洩をしていないか、また、他の職員が竹内建設へ 入札情報等の漏洩をしていないか、関係所属の職員に調査する。
- 竹内建設と会食を行っていた職員が他にいないか実態を調査する。

○ 全庁実熊調査について

・ 供応接待などの禁止行為の有無や利害関係者との飲食の実態について、県土整備部 の職員に限定せず、全庁的に調査を行っていくこととした。

○ 委員からの意見

【事件に関する調査について】

- ・ 竹内建設がマンションを購入した時期が分かれば、それ以降を調査対象期間と することもあり得るのではないか(もっとも、マンションではなく、飲食店で接 待を受けていた可能性もあるため、それ以前について調査することも否定しない)。
- ・ 竹内建設の落札率が突然上昇したなどの事情が分かれば、その年を調査の起点 とするのも一つの方法と考える。

【全庁実態調査について】

・ 調査の実施に当たっては、匿名性が確保されるよう工夫して欲しい。また、 回答者にもそれが分かるようにすると、安心して回答ができるものと考える。

- ・ 回答者の属性については、調査時点での属性だけでなく、行為時点の属性も 回答させた方がいい。また、大体でいいので、いつ頃の行為なのかということも 把握できるといい。
- ・ 他の職員の状況について回答させる場合も、その職員の当時の属性(管理職かどうかなど)も回答させた方がいい。
- ・ 仮に「禁止行為を行っていた」とか「必要な届出を行っていなかった」などという回答があった場合は、そうなってしまった経緯や理由も含めて回答を求めるべきである。